

## 意見及び質問書

---

島々谷川の砂防工事に伴うトンネル、道路等の開設により生じた排土(残土)の河川内盛り土に起因すると思われる溪岸(護岸)崩壊について。

2007年 2月6日

国土交通省松本砂防事務所長 上野利康 様

国土交通省松本砂防事務所(以下松本砂防事務所という)は、島々谷川において砂防ダム建設をするために道路やトンネルを造り、その事によって生じた排土を川の中に盛り土状態で投棄しました。私たちはこの様なことを止めるべきだと再三松本砂防事務所側に提起してきました。しかし、事務所側は全く聞く耳を持たず今日に至っています。

本来谷の中には土砂の堆積しやすい場所ができており、この場所が自然の土砂調節場所となっています。この現象は、下流に対する流出土砂の抑制につながっています。洪水の時、堆積している土砂は徐々に流され堆積スペースが増える、いわば砂防ダムの調節効果と類似するものであります。こういった場所に土砂を人為的に置くことは、川の持つ土砂調節機能を奪うことであり、砂防理論から言っても認められるものではないと考えます。

2006年7月の梅雨前線豪雨により島々谷川は溪岸崩壊が多数発生しました。今回の特徴的なことは崩壊個所が河川敷内の盛り土に関係していると思われる所が数カ所発生したことであります(別紙参照)。

盛り土は自然河川の河積を狭め、流路を固定するかのよう配置されていました。この事は本来の河川の生い立ちからも不自然であり、洪水時の生産土砂移動を促進させ、下流の被害負荷を増大させる懸念があり、松本砂防事務所の問題提起をしてきた事項であります。

今回その疑念が的中した形で崩壊が発生しました。盛り土は砂防ダムを建設するための道路やトンネル開削等により生産され、排土処理として河川敷内に盛り土として置かれ、この行為が流路を抑制、固定したことで問題が生じたと思われます。盛り土をする前には被災が発生してない個所でした。

災害防止の為に施設建設が新たな災害を引き起こしていることは、容認できる事態ではありません。まして国の専門機関による設計施工事業であります。被災への復旧は、松本市、森林管理所、松本砂防事務所などが分担しておこなわれると思いますが、修復に税金の投入は明らかです。いずれも国民(市民)の貴重な税金を使ってなされるものです。

この様に人為的、作為的被害が発生しないことを願い、また税金の無駄使いを防止するために次の質問と前項の意見を提出します。

## 記

1、松本砂防事務所は、島々谷川河川敷内に工事排土を盛り(投棄)河積減少、流路固定などをした経過、並びに事前に行われる環境調査結果及び影響予測結果を教えてください。

---

2、一般に工事排土を河川敷内に投棄する事の是非、並びにそのことに起因すると思われる災害が発生した場合の責任の所在を教えてください。

---

3、2006年7月梅雨前線豪雨の現地調査結果および予測との対比結果を提示して下さい。

---

4、今回提示した個所の崩壊メカニズムについて専門家としての見解をお聞かせ下さい。

---

以上のことを文章をもって近日中に回答するようお願いいたします。

水と緑の会                    会長 常田長時  
溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える                    代表 田口康夫